

建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(許可申請の添付図書)</p> <p>第3条 法第53条第4項若しくは第5項、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号、法第59条の2第1項、第85条第3項又は第87条の3第3項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号、第55条第3項各号のいずれか、第59条第1項第3号若しくは第4項、第68条の7第5項、第85条第5項若しくは第6項又は第87条の3第5項若しくは第6項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、<u>省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の2の項に規定する図書（当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第1号様式による調書）を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書（法48条第16項各号のいずれかに該当する場合に限る。）又は法第56条の2第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、<u>省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の3の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(許可申請の添付図書)</p> <p>第3条 法第53条第4項若しくは第5項、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号、法第59条の2第1項、第85条第3項又は第87条の3第3項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号、第55条第3項各号のいずれか、第59条第1項第3号若しくは第4項、第68条の7第5項、第85条第5項若しくは第6項又は第87条の3第5項若しくは第6項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定（<u>法第48条第16項各号のいずれかに該当する場合を除く。</u>）により許可を受けようとする者は、<u>省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の2の項に規定する図書（当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第1号様式による調書）を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>4 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（<u>これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。</u>）の規定（<u>法第48条第16項各号のいずれかに該当する場合に限る。</u>）により許可を受けようとする者は、<u>省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の2の項に規定する図書（当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第1号様式による調書）を添えて、所長に提出しなければならない。</u></p> <p>5 法第56条の2第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、<u>省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の3の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(削る。)</p>

ない。

- 5 法第 57 条の 4 第 1 項ただし書、第 60 条の 2 第 1 項第 3 号  
又は第 60 条の 3 第 1 項第 3 号若しくは第 2 項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 4 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 6 法第 67 条の 3 第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号又は第 9 項第 2 号の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 5 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 7 法第 68 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号又は第 3 項第 2 号の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 6 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 8 法第 68 条の 3 第 4 項又は第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 7 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 9 法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書若しくは第 14 項ただし書又は第 51 条ただし書（これらの規定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 8 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 10 法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書（これらの規定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定（法 48 条第 16 項各号のいずれかに該当する場合に限る。）により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 8 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 11 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

#### （指定申請の添付図書）

- 第 3 条の 3 法第 57 条の 2 第 1 項の規定により指定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 3 の表に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、特に必要があると認める場合においては、前項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

#### 附 則

- 1 (略)
  - 2 (略)
- (特定通路の特例)

- 3 知事は、当分の間、次の各号のいずれにも該当する道（法第 42 条第 1 項に規定する道路（以下「道路」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）を特定

- 6 法第 57 条の 4 第 1 項ただし書、第 60 条の 2 第 1 項第 3 号、第 60 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号若しくは第 3 項ただし書又は第 60 条の 3 第 1 項第 3 号若しくは第 2 項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 4 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 7 法第 67 条 第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号又は第 9 項第 2 号の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 5 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 8 法第 68 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号又は第 3 項第 2 号の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 6 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 9 法第 68 条の 3 第 4 項又は第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 7 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 10 法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書若しくは第 14 項ただし書又は第 51 条ただし書（これらの規定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 8 の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 11 法第 88 条第 2 項において準用する法第 48 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第 10 項ただし書、第 11 項ただし書、第 12 項ただし書、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書（これらの規定を法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の規定（法 48 条第 16 項各号のいずれかに該当する場合に限る。）により許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 4 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 1 の表の 8 の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。
- 12 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

#### （指定申請の添付図書）

- 第 3 条の 3 法第 57 条の 2 第 1 項の規定により指定を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 の 5 第 1 項に規定する申請書の正本及び副本 2 通に、それぞれ別表第 1 の 3 の表に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、特に必要があると認める場合においては、前項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

#### 附 則

- 1 (略)
  - 2 (略)
- (特定通路の特例)

- 3 知事は、当分の間、次の各号のいずれにも該当する道（法第 42 条第 1 項に規定する道路（以下「道路」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）を特定

通路として指定することができる。

- (1) 平成 11 年 5 月 1 日（第 3 号において「基準日」という。）においてその道に建築物が立ち並んでいたこと。
- (2) その道の幅員が 1.8 メートル以上であること。
- (3) その道が省令第 10 条の 2 の 2 第 3 号 に規定する通路（基準日から引き続き道路に通じているものに限る。）であつて、その道に立ち並んでいる建築物の敷地に有効に接するものであること。
- (4) その道に立ち並んでいる建築物の建築、大規模の修繕又は模様替について、特に考慮すべき事情があること。

4 (以下略)

別表第 1（第 3 条—第 3 条の 3、第 4 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条関係）

1 許可申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	(略)	(略)
2	(1) 1 の項に規定する図書	当該図書に係る 1 の項に規定する明示事項
	(2) 用途別概要図(縮尺 3,000 分の 1 以上)	敷地境界線から 200 メートル以内にある建築物及び工作物の用途
3	(1) 1 の項に規定する図書	当該図書に係る 1 の項に規定する明示事項
	(2) 日影図	縮尺及び方位
		敷地境界線
		用途地域等の境界線
		日影時間の異なる区域の境界線
		敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅
		敷地内における建築物の位置
		平均地盤面からの建築物の各部分の高さ
		法第 56 条の 2 第 1 項に規定する水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離 5 メートル及び 10 メートルの線(以下「測定線」という。)
		建築物が冬至日の真太陽時による午前 8 時から 30 分ごとに午後 4 時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状
		建築物が冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間
		建築物が冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線
		土地の高低
(3) 日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分	

通路として指定することができる。

- (1) 平成 11 年 5 月 1 日（第 3 号において「基準日」という。）においてその道に建築物が立ち並んでいたこと。
- (2) その道の幅員が 1.8 メートル以上であること。
- (3) その道が省令第 10 条の 3 第 4 項第 3 号に規定する通路（基準日から引き続き道路に通じているものに限る。）であつて、その道に立ち並んでいる建築物の敷地に有効に接するものであること。
- (4) その道に立ち並んでいる建築物の建築、大規模の修繕又は模様替について、特に考慮すべき事情があること。

4 (以下略)

別表第 1（第 3 条—第 3 条の 3、第 4 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条関係）

1 許可申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	(略)	(略)
2	(略)	(略)
3	(略)	(略)

		の高さ及び日影の形状を算定するための算式
	(4) 平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式
4	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項
	(2) 区域図	縮尺及び方位 特例容積率適用地区、都市再生特別地区 又は特定用途誘導地区の境界線 特例敷地又は敷地の位置
5～8	(略)	(略)

別表第3 (第6条関係)

区分	手数料の名称	手数料の額
1～26 (略)	(略)	(略)
26の2 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料(存続期間1年超)	1件につき <u>160,000円</u>
27～40 (略)	(略)	(略)

4	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項
	(2) 区域図	縮尺及び方位 特例容積率適用地区、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区の境界線 特例敷地又は敷地の位置
5～8	(略)	(略)

別表第3 (第6条関係)

区分	手数料の名称	手数料の額
1～26 (略)	(略)	(略)
26の2 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料(存続期間1年超)	1件につき <u>163,200円</u>
27～40 (略)	(略)	(略)

附 則

- この規則は、令和2年9月7日から施行する。ただし、第3条第6項の改正規定(「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改める部分に限る。)並びに第3条の3、附則第3項及び別表第3の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の別表第3の規定は、この規則の公布の日以後の申請に係る手数料について適用する。